

NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

著者 日本ビズアップ株式会社
発行 税理士法人森田会計事務所
〒630-8247
奈良市油阪町456番地 第二森田ビル4F
TEL (0742) 22-3578 FAX (0742) 27-1681

通勤手当の非課税限度額を引上げ マイカー等のもの、10月20日施行

役員や使用人に通常の給与に加算して支給する通勤手当や通勤定期券などは、一定の限度額まで非課税となっている。マイカーなどで通勤している人の非課税となる1ヵ月当たりの限度額は、片道の通勤距離（通勤経路に沿った長さ）に応じて、段階的に定められているが、政府は、通勤手当の非課税限度額を見直すための所得税法施行令の一部改正する政令を官報に掲載した。

見直しは、支給する通勤手当（1ヵ月あたり）の非課税限度額を引き上げる。具体的には、片道の通勤距離が、「10キロメートル未満」は4200円（改正前4100円）、「10キロメートル以上15キロメートル未満」は7100円（同6500円）、

「15キロメートル以上25キロメートル未満」は1万2900円（同1万1300円）、「25キロメートル以上35キロメートル未満」は1万8700円（同1万6100円）、「35キロメートル以上45キロメートル未満」は2万4400円（同2万900円）に、それぞれ引き上げられる。

それとともに、45キロメートル以上は2万4500円とされていたものを、(1)「45キロメートル以上55キロメートル未満」は2万8000円、(2)「55キロメートル以上」は3万1600円とする距離基準が新たに設けられている。

この政令は、2014年10月20日から施行され、改正後の所得税法施行令20条の2（非課税とされる通勤手当）の規定は、2014年4月1日以後に支給される通勤手当（新通勤手当）について適用される。

全日空 ハーバード大の必修教材に 「2番手企業の逆転物語」がお手本

日航と全日空の1位と2位が逆転しそうだ。日航の会社更生法後の純利益を比較すると、2012年は日航の1716億円に対して全日空は431億円と大差がついている。しかし日航は5215億円もの債権放棄で無借金となり、さらに9年間もの間4000億円の法人税減免という「優遇策」までついている。全日空には「競争の土俵が全く違い、勝負にならない」としながらも、「公的支援を受けながら経営再建した」管理下企業と違い「自力で破綻せずに頑張った」という自負がある。

全日空の国際線は1986年の初就航から赤字続きだったが、04年度に黒字化し今年5月輸送実績で初めて日航を上回った。続いて国交省は羽田空港の国際線発着枠を全日空に11枠（日航5枠）

と増やし、経営努力にご褒美を贈った。

羽田の国際線は1便につき年間10億円もの利益を出すドル箱だから日航は面目を失った。

さらに米・ハーバード大学から朗報が届く。全日空を中心とするANAホールディングスの国際戦略が、米ハーバード大経営大学院（ビジネススクール）の必修科目の教材に採用されると読売新聞が伝えた。日航が国を代表する航空会社の地位を長年占める中、発想の転換と環境変化への対応で逆転した2番手企業の物語として、市場調査（マーケティング）の授業で使われるという。全日空の翼にナショナルフラッグ（国を代表する飛行機）の旗が輝く日も近い！？